

自給飼料増産 優良事例

地域全体で取組む放牧の推進(北海道:足寄町)

北海道足寄町では畜産、特に酪農が基幹産業となっており、乳牛は120戸で10,400頭が飼養され、濃厚飼料多給による高泌乳量化により生乳生産量は増加しているものの、疾病の多発や購入飼料費の増高、ふん尿処理対策等が課題。

こうした中、本町の自然条件に着目した放牧方式導入の機運が高まり、平成8年に7戸14名(現在10戸)からなる「放牧酪農研究会」が発足して、集約放牧への取組を開始。町内の他地域でも放牧に取組む組織が発足して放牧頭数が増加。

取組の概要

各経営の放牧方式は様々であるが、共通する放牧状況は以下のとおり。

昼夜放牧の実施(5中~10下)、電気牧柵の導入、給水施設・牧道の整備、短草利用(高栄養、高消化率等)

取組実績(平成17年度)

放牧実施農家数: 52戸 (H12は36戸)

放牧頭数: 4,782頭 (H12は3,465頭)

放牧面積: 3,008ha (H12は1,884ha)

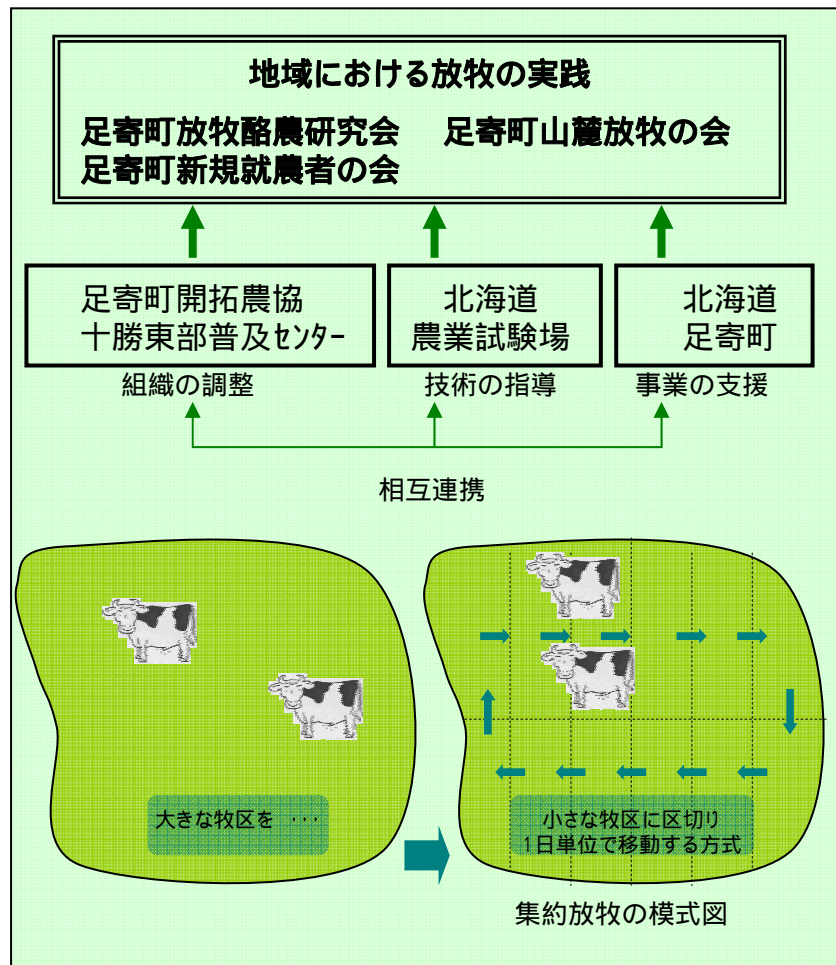
推進活動: 全道規模の放牧酪農ネットワーク交流会開催

取組の効果(S牧場の場合)

- ・作業時間の軽減(飼料給与): 5時間20分 3時間20分 (38%の軽減)
- ・疾病の軽減や耐用年数の延長: 乳房炎や胃腸病の減少
- ・購入飼料費の減少: 665万円 415万円(38%の軽減)
- ・意識の変革: 地域の連帯感醸成による婦人の社会参加が乳製品加工等の取組として結実



集約放牧の様子



稲発酵粗飼料の作付拡大(秋田県)

秋田県横手市は水稲が基幹作物であるが、排水性が悪い水田では転作作物として野菜等の栽培は難しく、生産性の高い作物の定着が課題。

排水不良地でも栽培が容易で、従来の栽培技術や作業機械が活用できる稲発酵粗飼料に着目し、平成15年度に地区の農作業受託組織が共同で「横手北部WCS生産組合」を設立して、稲発酵粗飼料の生産に取り組むとともに、生産組合や利用農家、市、JA、農業改良普及指導員からなる「横手・平鹿稲発酵粗飼料利用促進協議会」を立ち上げ、円滑な需給調整を実施。

取組の概要

WCS生産組合(9名すべて耕種農家)が平成15年度に専用収穫機を導入し、利用促進協議会の需給調整等により、栽培管理から収穫、調製等の作業を受託。

取組実績(平成16年度)

作付面積: 22.3ha(地区水稲農家22戸から賃借)

給与個数: 1,168個

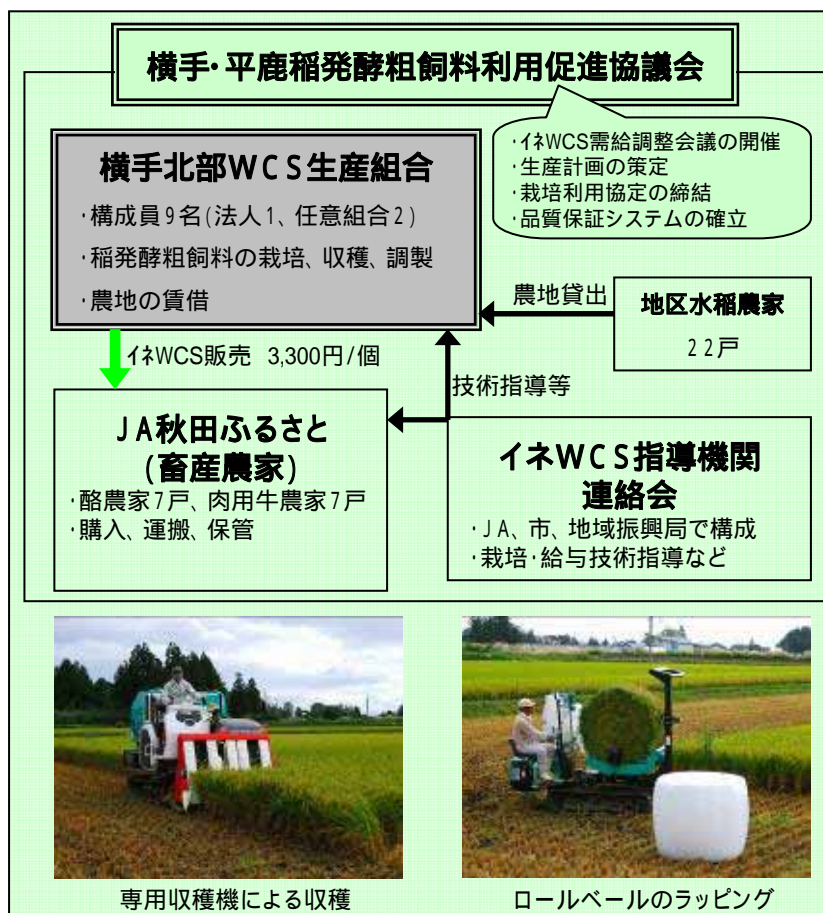
利用農家: 酪農家7戸、肉用牛農家7戸

販売価格: 3,300円/個

取組の効果と課題

・利用促進協議会が調整機能を発揮して、生産計画の策定、栽培利用協定の締結(堆肥散布による地力維持、専用品種の導入、適期収穫の励行など)、品質保証システムの確立などが取組まれており、良質な稲発酵粗飼料の安定生産が行われている。

・作付面積の約8割が直播栽培であるため、直播栽培技術の向上が課題。



コントラクターによる作業受託(茨城県)

茨城県稲敷市の本新草地利用組合(耕種農家3戸で構成)は、転作田における飼料作物栽培作業の共同化を目的として平成12年に設立。

その後、周辺酪農家の要望もあり、牧草収穫の作業を受託開始。現在では、牧草に加え稲発酵粗飼料の収穫調製、稲わらの収集梱包、普通作のたい肥散布作業などの作業を受託。

取組の概要

・地元農協(JA稲敷)が中心となり、稲発酵粗飼料の作付拡大を計画していることから、同組合の受託作業量は今後、増加が見込まれる。

・16年度に収穫調製機械(ロールペーラーなど)を新たに導入し、今後も稲発酵粗飼料の収穫調製や稲わら収集梱包を中心に受託作業量の拡大を志向。

取組実績

(平成17年度)

	牧草収穫	稲発酵粗飼料収穫調製	たい肥散布
受託戸数	12戸	30戸	30戸
受託面積	60ha	25ha	80ha

今後の課題

・生産された稲発酵粗飼料の販売先の多くは県北部の大宮町と遠隔地であるため輸送費負担が重く、近隣の畜産農家への供給比率の向上が課題。

主な作業料金

牧草収穫		稲発酵粗飼料収穫調製		たい肥散布	
作業名	円/10a	作業名	円/10a	作業名	円/10a
ディスクモア	3,500	WCS収穫調製	25,000	たい肥散布	5,000
ロールペーラー	5,000				
ラッピング	1,000				



WCSの収穫作業



たい肥散布作業

耕作放棄地を活用した放牧の取組み(山口県)

山口県では、農家が安心して放牧に取り組めるよう、各行政・研究機関が役割を分担しながら相互に連携する指導体制を構築。

この指導体制のもと、関係者が一体となって放牧を推進した結果、県内耕作放棄地の放牧利用は、74ha(14年度)から136ha(16年度)と拡大し、特に、移動放牧は9ha(13年度)から67ha(16年度)に拡大。

なお、17年9月には、本県で放牧サミット(放牧の普及を図るための全国的な勉強会)を開催し、当該事例の現地調査を実施。

千人塚放牧場(美祿郡秋芳町)

牛のいる風景に住民が好感
地域との信頼関係築いて放牧拡大

- ・13年から転作水田で放牧を開始し、16年度には5haに拡大。稲作農家(21戸)が放牧管理をしており、肉用牛は畜産農家から借り受け。転作助成金も有効に活用。
- ・地域住民の理解・協力により、脱柵時などスムーズな連絡体制を構築。



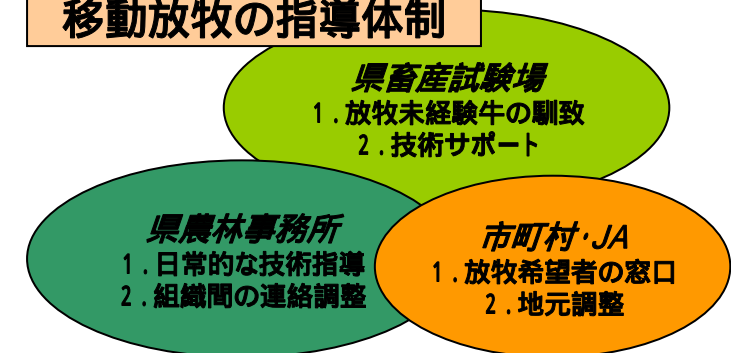
特区放牧場(長門市油谷)

構造改革特区の中で水田放牧特区に認定
放牧牛確保にオーナー制度を導入

- ・6名で放牧組合を設立し、17年4月から荒廃棚田1haで放牧開始。
- ・特区の措置(特定法人への農地貸付、農地取得の下限面積緩和50a→10a)により、新たな放牧地や参画者の拡大を目指す。
- ・オーナー制度により5頭の牛を確保、常時3~4頭による周年放牧を実施。



移動放牧の指導体制



レンタカウ制度の実施体制

